（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第27条　４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　第13条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条　第13条第１項、第15条第４項又は第27条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第二十号様式（第五十条関係）（Ａ７）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（使用期間１年）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物の耐震改修の促進に関する法律第41条第２項の規定による

立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第41条　国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一号様式（附則第三条関係）（Ａ４）

（第一面）

耐震診断の結果の報告書

年　　月　　日

所管行政庁　殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）附則第３条第１項の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受　付　欄	特記欄	整理番号欄
年　　月　　日		
第　　号		
係員印		

（注意）

報告者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

（第二面）

１．建築物及びその敷地に関する事項

［建築物の名称］
［地名地番］
［建築物の階数］　地上　　階　地下　　階 ［延べ面積］　　㎡ ［建築面積］　　㎡